遠軽町(仮称) えんがる町民センター建設検討協議会要綱

(設置)

第1条 (仮称) えんがる町民センター(以下「町民センター」という。)の建設に当たり、町民意見を反映させるため、(仮称) えんがる町民センター建設検討協議会(以下「検討協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 検討協議会は、次に掲げる事項について、意見を述べることとする。
 - (1) 町民センターの基本・実施設計に関すること。
 - (2) その他必要な事項に関すること。

(定数)

第3条 検討協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、18人以内とする。 (組織)

- 第4条 検討協議会は、次に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 遠軽町文化連盟
 - (2) 遠軽商工会議所
 - (3) えんがる商工会
 - (4) えんがる町観光協会
 - (5) 遠軽町自治会連絡協議会
 - (6) 遠軽青年会議所
 - (7) 北見地区吹奏楽連盟遠軽支部
 - (8) 遠軽町社会福祉協議会
 - (9) 遠軽町商店街振興会連合会
 - (10) その他の関係団体
 - (11) 学識経験のある者
 - (12) 公募による者

(委嘱)

- 第5条 委員は、町長が委嘱する。
- 2 町長は、委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱することができる。 (任期)
- 第6条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、任期中においても委員の 職を解くことができる。

(会長及び副会長)

- 第7条 検討協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、検討協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第8条 検討協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。
- 5 会議は、審議する内容が公開することに適さないと認めるものを除き、公開とする。 (報償費)

第9条 委員には、報償費を支給しない。

(庶務)

第10条 検討協議会の庶務は、総務部企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この告示に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が検討協議会に諮って定める。

附則

この告示は、平成28年11月1日から施行する。